

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年9月3日

【事業年度】 第9期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

【会社名】 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

【英訳名】 Future Venture Capital Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 分 陽 二

【本店の所在の場所】 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地
烏丸中央ビル8階

【電話番号】 075-257-2511

【事務連絡者氏名】 専務取締役 大 橋 克 己

【最寄りの連絡場所】 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地
烏丸中央ビル8階

【電話番号】 075-257-2511

【事務連絡者氏名】 管理部次長 加 藤 聡

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出いたしました第9期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

表紙

【縦覧に供する場所】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

5 従業員の状況

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

【表紙】

【縦覧に供する場所】

(訂正前)

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

(京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル8階)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(訂正後)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

5 【従業員の状況】

(2) 提出会社の状況

(訂正前)

平成19年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
57	29.9	3.1	3,651,532

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
- 2 前事業年度末に比べ、従業員数が9名増加しておりますが、これは事業規模拡大に伴う人員増強によるものであります。
- 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(訂正後)

平成19年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
57	29.9	3.1	4,806,866

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
- 2 前事業年度末に比べ、従業員数が9名増加しておりますが、これは事業規模拡大に伴う人員増強によるものであります。
- 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

第4 【提出会社の状況】

3 【配当政策】

(訂正前)

当社では、経営体質の強化のために内部留保を充実させつつも、株主に対して可能な限り一定の配当を行うことを利益配分の基本方針としております。当期につきましては、配当を行わないことといたしますが、次期につきましては、経営体質の強化及び事業展開の拡大の積極的な活動を図りながら、適正かつ安定的な配当を行うことができるよう努めてまいります。

(訂正後)

当社では、経営体質の強化のために内部留保を充実させつつも、株主に対して可能な限り一定の配当を行うことを利益配分の基本方針としております。

剰余金の配当は、年1回事業年度末に行うことを基本方針としておりますが、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

当期につきましては、配当を行わないことといたしますが、次期につきましては、経営体質の強化及び事業展開の拡大の積極的な活動を図りながら、適正かつ安定的な配当を行うことができるよう努めてまいります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

<略>

(5) 自己の株式の取得の決定機関

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(5) (7) (8) 記載なし

(訂正後)

<略>

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めております。

(6) 自己の株式の取得の決定機関

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(7) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議の定足数をより確実に充足できるようにするため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。